

総情振第 82 号  
総行情第 120 号  
総行応第 375 号  
総行過第 98 号  
令和 6 年 1 月 19 日

各都道府県情報政策担当部（局）長 殿  
各都道府県総務担当部（局）長 殿  
（情報政策担当課、地域おこし協力隊担当課）

総務省情報流通行政局情報流通振興課長  
総務省自治行政局地域情報化企画室長  
総務省自治行政局地域自立応援課長  
総務省自治行政局過疎対策室長

#### 地域におけるデジタル活用支援の推進について（通知）

平素より、地域の情報化推進に係る総務省施策に関し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

総務省では、令和 3 年度より「デジタル活用支援推進事業」として、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」（10/10 補助、上限あり）を実施し、全国的な展開を図っており、今般、令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）においても、「デジタル活用支援推進事業」を計上いたしました。また、同事業と併せて、「高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援」などの地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を推進するため、令和 3 年度より「地域デジタル社会推進費」を地方財政計画に計上しており、今般、令和 6 年度においても計上することとしました。

また、今年度より、新たに地域おこし協力隊等に向けたデジタル活用支援に関する研修会も開催する予定です。

つきましては、下記事項に留意の上、デジタル活用支援の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に本通知を周知いただくとともに、必要な助言を行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1. デジタル活用支援推進事業等の概要

総務省では令和 2 年度第 3 次補正予算以降、「デジタル活用支援推進事業」（別紙 1 参

照。以下「総務省事業」という。)として、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」(10/10補助、上限あり)を全国で実施しております(令和7年度までの実施を想定)。具体的には、①全国の携帯ショップ等で講習会を開催する「全国展開型」、②地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所でデジタル活用支援を実施する「地域連携型」及び③携帯キャリア等の講師を地方公共団体等に派遣する「講師派遣型」をそれぞれ実施しております。今般、令和5年度一般会計補正予算(第1号)においても、「デジタル活用支援推進事業」を計上いたしました。実施の類型としては上記の3類型を予定しておりますが、「地域連携型」について、同予算からは、携帯ショップがない地域を対象とし、また、対象講座に関しては、自治体において独自に講習会が実施されている地域については、応用講座(マイナポータルの活用方法などオンライン行政手続等に関する講座)を対象とする予定\*としております。事業の詳細については、準備が整い次第、別途連絡します。

また、総務省事業と併せて、地方公共団体においても、地域の実情に応じたきめ細かなデジタル活用支援を実施することができるよう、「高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援」などの地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を推進するため、令和3年度以降「地域デジタル社会推進費」を地方財政計画に計上しており、令和6年度においても計上することとしています(令和7年度まで)。

※ 障害者を対象とした講習会については、令和4年度一般会計補正予算(第2号)において計上した「デジタル活用支援推進事業」と同様の要件とする予定であり、すなわち、携帯ショップがある地域も対象とし、また、対象講座に関しても、応用講座のほか基本講座(電源の入れ方、ボタンの操作方法などスマートフォンの基本的な操作等に関する講座)も対象とする予定です。

## 2. 地域おこし協力隊等に向けたデジタル活用支援に関する研修会の概要

地域におけるデジタル活用支援の実施に当たっては、地域の実情を把握し、普段から地域に溶け込んで活動を行っている幅広い関係者の協力も得ながら取組を進めていくことが有効であると考えられるため、地域おこし協力隊及び集落支援員(以下「地域おこし協力隊等」という。)並びにそれらのOB・OGなどと連携し、地域におけるきめ細かなデジタル活用支援に取り組んでいただくことが考えられます。

そうした取組を推進するため、地域おこし協力隊等が地域の高齢者等に対してデジタル機器・サービスの活用に関する助言や相談を行う方法を学ぶデジタル活用支援に関する研修会を令和5年度中に開催します。本研修会は、地域おこし協力隊等(OB・OGを含む。)をはじめ、自治体職員も受講可能とする予定です。研修会の詳細については、準備が整い次第、別途連絡します。

なお、地域おこし協力隊によるデジタル活用支援の取組事例(別紙2参照)を作成しましたので、これらを参考として、デジタル活用支援の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

(デジタル活用支援推進事業及び内容全般について)  
情報流通行政局情報流通振興課  
担当：谷口課長補佐、坪内課長補佐、  
小野寺官、細川官  
E-mail: digital-katsuyo@ml.soumu.go.jp  
電話：03-5253-5494

(地域おこし協力隊について)  
自治行政局地域自立応援課  
担当：前田理事官、深野係長、植田官  
E-mail: jinzai.renkei@soumu.go.jp  
電話：03-5253-5394

(集落支援員について)  
自治行政局過疎対策室  
担当：高橋補佐、松木官  
E-mail: kasotaisaku@soumu.go.jp  
電話：03-5253-5536

## 事業概要

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施（国費10/10補助、上限あり）  
（講習会の例：【応用講座】マイナポータルの活用方法、e-Taxの利用方法、オンライン診療の利用方法など、【基本講座】スマートフォンの基本操作、インターネットの利用方法など）
- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、携帯ショップがない市町村(759市町村※<sup>1</sup>)での実施も引き続き推進。 ※1 令和5年4月1日集計

### 都市部を中心とした支援

#### 令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有する拠点等で支援
- 主体は携帯キャリアを想定

### 地域に根差した支援

#### 令和3年度～ 地域連携型



- 地方公共団体と連携して、公民館等で支援
- 主体は地元ICT企業、社会福祉協議会等

#### 令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援
- 主体は携帯キャリア等

## 令和5年度補正

- 令和5年度一般会計補正予算（第1号）において約21億円を計上。
- 地域連携型について、携帯ショップがない地域を対象とし、また、対象講座に関しては、自治体において独自に講習会が実施されている地域については、応用講座を対象※<sup>2</sup>とする予定。

※2 障害者を対象とした講習会は現行と同様、携帯ショップがある地域等においても対象とし、すべての地域で応用講座・基本講座ともに対象とする予定。

### 現行の対象領域

	携帯ショップ有	携帯ショップ無	
		自治体実施	自治体非実施
応用	全国展開型	地域連携型	
基本	携帯ショップ実施	自治体実施	

### R5補正の対象予定領域（イメージ）

	携帯ショップ有	携帯ショップ無	
		自治体実施	自治体非実施
応用	全国展開型	地域連携型※2	
基本	携帯ショップ実施	自治体実施	

### 山形県中山町

#### スマホ教室・スマホよろず相談所

##### ■事業概要

スマホ教室は、LINEやマップ等のよく使うアプリの使い方を伝えるため月に1～2度開催。

スマホよろず相談所は、教室では聞きづらいスマホに関する個人的な相談事を解決するために定期的な開催。チケット購入や料金明細等の電子化、ネットの相談等を一対一で行っている。

講師：中山町地域おこし協力隊（隊員活動の一環として開催。元ドコモショップスタッフ）

対象者：年齢性別不問（町民でなくてもOK）

受講料：無料

場所：中山町中央公民館

回数：スマホ教室(月1～2回)

スマホよろず相談所(毎週月・水・金)



### 鳥取県湯梨浜町

#### 初心者向けスマホよろず相談会

##### ■事業概要

町内在住者を対象にスマホ・タブレットの基本的な操作を学ぶ相談会を実施。

1～3人を対象に少人数で実施しており、複数回参加も可能。初心者を対象にしているものの、相談者の理解に応じて相談内容を柔軟に変えている。

講師：湯梨浜町地域おこし協力隊（隊員活動の一環としてスマホ教室を開催）

対象者：町内在住の方（年齢制限はなし）

受講料：無料

場所：湯梨浜町役場本庁舎、東郷、泊各支所

回数：1日6回を限度に実施

